

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)沼津真城山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和2年7月22日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)沼津真城山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：静岡県沼津市
- ・原動力の種類：風力(陸上)
- ・出力：最大42,000kW程度

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和2年 4月23日
環境大臣意見受理	令和2年 6月30日
経済産業大臣意見	令和2年 7月22日

問合せ先:電力安全課 沼田、野田、松崎
電話03-3501-1742(直通)

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)沼津真城山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 事業計画等の見直し

上記のほか、2. により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、対象事業実施区域の見直し、風力発電設備等の配置等の再検討、基数の削減等を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)及びその周辺には、自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づく富士箱根伊豆国立公園が位置することから、本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における騒音による生活環境へ

の影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成 27 年 10 月環境省)、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

想定区域の周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第 75 号)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているクマタカの生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故及び移動の阻害等による希少猛禽類への影響が懸念される。また、想定区域の周辺は、サシバの主要な渡り経路となっている可能性があることから、渡り鳥への影響も懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 景観に対する影響

想定区域の一部は、自然公園法に基づく富士箱根伊豆国立公園の第2種特別地域に指定されているほか、想定区域の周辺には、当該国立公園において富士山及び駿河湾の良好な眺望点となっている「金冠山」及び「達磨山」並びに利用施設計画に位置づけられている「修善寺真城山線(歩道)」、「西天城高原線(車道)」及び「古宇戸田峠線(車道)」等が存在することから、本事業の実施により、これらの主要な眺望点から富士山及び駿河湾を眺望する景観に対する重大な影響が懸念される。

このため、本配慮書に記載のとおり、当該国立公園の区域内における風力発電設備の設

置を原則回避すること。また、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性及び利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果も踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。特に、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(平成 25 年3月環境省)を参考に、上記の国立公園区域の主要な眺望点から富士山及び駿河湾を展望する景観を著しく妨げ、山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼす風力発電設備の配置等を回避すること。さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該国立公園の管理者及び地方公共団体その他の関係機関並びに地域住民等の意見を踏まえること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然公園法に基づく富士箱根伊豆国立公園の利用施設計画に位置づけられている「修善寺真城山線(歩道)」が存在しており、直接改変等による人と自然との触れ合いの活動の場への重大な影響が懸念される。このため、「修善寺真城山線(歩道)」の直接改変を原則回避する等の措置を講じ、本事業の実施による人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。